

建物等事前調査（北野町大城 36 分団）業務委託
特記仕様書

令和 5 年 4 月

久留米市

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、工事の施工に起因する地盤変動及び工事振動により生ずる建物等の損傷等を明確にするために調査することを目的とする物件等調査業務に適用する。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「建物等事前調査（北野町大城 36 分団）業務委託」に適用するものとする。

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、各項によるものとする。

- (1) 九州地区用地対策連絡会損失補償基準標準書及び用地調査等共通仕様書
(九州地区用地対策連絡会)
- (2) 「用地調査業務委託共通仕様書」（福岡県県土整備部）
- (3) 久留米市の公共用地の取得に伴う損失補償基準・細則
- (4) 「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損傷等に係る事務処理について」（昭和 61 年 4 月 25 日中央用地対策連絡協議会理事会 決定）

1.3 業務内容

- (1) 名 称 建物等事前調査（北野町大城 36 分団）
- (2) 位 置 久留米市 北野町町大城 地内（別紙位置図のとおり）

1.4 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務履行にあたり、用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者（発注者として、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者をいう。）でなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.5 照査技術者

- (1) 照査技術者は、用地調査等業務に係る相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (2) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (3) 本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 設計一般

2.1 現地踏査

受注者は、業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

2.2 打ち合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時、成果品納品時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.4 参考図書の貸与

市は、業務に必要な計画図書、その他の資料を所定の手続きによって貸与する。

2.5 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 提出図書

3.1 提出書類

提出書類は、詳細については監督員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

(1) 報告書

バインダー形式A4版2部(正本・副本)

(2) データ

電子成果品1式(報告書・その他資料)

(3) 各種管理者への提出書類については、監督員と協議し提出するものとする。

(4) その他資料(打ち合わせ議事録、監督員と協議し必要と認められるもの)

(5) 現地踏査の記録として、写真台帳(撮影位置図を含む)を作成し、データを含め提出する。

(6) 報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督員と協議すること。